

民間賃貸  
住宅活用

# ～賃貸住宅経営者・不動産管理事業者の皆様へ～ あんしん賃貸住宅登録制度のおしらせ

福島県／福島県居住支援協議会

住宅確保要配慮者のために **空き家をお貸しください!!!**

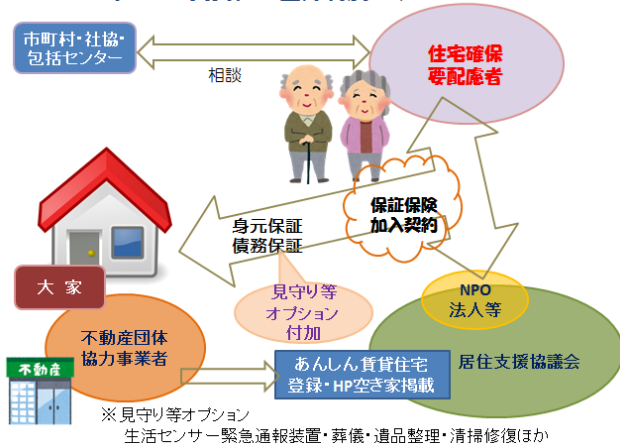
住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、低額所得者、子育て家庭等）が、入居できる賃貸住宅（貸し家・アパート）を探し当てるのが困難なことから、入居可能な賃貸住宅の登録制度を進めています。

（※無条件での入居受け入れを求めるものではありません。）

今、賃貸住宅経営者並びに不動産事業者の皆様にご理解をいただきながら、入居を拒否しない賃貸住宅登録制度の構築を進めているところです。対象者の入居に当たり、既往の債務保証等で対応が困難な場合に、経営者や事業者の皆様の不安を緩和するため、当協議会の構成員であるNPO法人等が、一定の手続きの基に債務保証や入居保証、万が一の際の緊急対応等を行うものです。

※管理されている空き家について、協議会のHPに掲載します。サービス付き高齢者住宅の登録もお願いします。

あんしん賃貸住宅登録制度スキーム



高齢者等見守りネットワークイメージ



※県内各地域に構築

## ■福島県居住支援協議会とは

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）第10条に基づき設置される団体であり、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する方々への情報の提供等、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する措置を決定し実施する組織です。福島県、市町村、社会福祉団体、**不動産団体**（宅建協会・全日不動産協会・ちんたい協会福島・日管協福島支部）、商工金融団体、建築関係団体等で構成されています。

賃貸住宅登録及び協力事業者登録にご協力いただける場合は、下記事項を記載のうえFAX、メールでお送りください。折り返しご連絡いたします。 ■お問い合わせは ⇒福島県居住支援協議会  
電話：024-563-6213 FAX：024-529-5274 Mail：info@fukushima-kyojushien.jp

会社名・代表者名	ご担当者名	
所在地	電話番号	— —
	FAX番号	— —
所属団体	・宅建協会 ・全日不動産協会	拒否をしない物件の 保有戸数 戸
	Email	@